

## 桶川市指定文化財保存管理交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、市内に所在する指定文化財の適切な保存を図るため、その管理者等に対し、当該文化財の管理又は維持に要する経費に充てるための費用として、予算の範囲内において指定文化財保存管理交付金（以下「管理交付金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において「指定文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号。以下「県条例」という。）又は桶川市文化財保護条例（昭和32年桶川市条例第22号。以下「市条例」という。）によって定められた文化財をいう。

2 この要綱において「管理者等」とは、指定文化財の所有者、所有団体等で、実態として当該文化財の管理を行っているものをいう。

### (交付対象)

第3条 管理交付金の交付の対象となる指定文化財の種別は、有形文化財、有形民俗文化財文化財、史跡、名勝、天然記念物及び旧跡とする。ただし、会計年度の全期間又はそれ以上の長期にわたって当該指定文化財を博物館等に寄託し、又は貸し出している場合には、原則として交付の対象としないものとする。

### (交付額)

第4条 管理交付金の交付は、毎会計年度1件につき1回を限度とし、その交付額は、次の表に掲げるとおりとする。

指定文化財の区分	交付額
法による文化財	10,000円
県条例による文化財	7,500円
市条例による文化財	5,000円

### (申請書等の提出)

第5条 管理交付金の交付を受けようとする者は、指定文化財保存管理交付金交付申請書（第1号様式）1通を市長に提出しなければならない。提出期限は毎会計年度別に定めるものとする。

### (交付決定)

第6条 市長は、管理交付金の交付を決定したときは、速やかに当該管理交付金の交付の申請をした者に対し、指定文化財保存管理交付金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(実績報告書等の提出)

第7条 管理交付金の交付の決定を受けた者は、事業終了後2週間以内に、指定文化財保存管理事業実績報告書(第3号様式)1通を市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

桶川市長

所有者・管理者住所 \_\_\_\_\_

所有者・管理者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

### 指定文化財保存管理交付金交付申請書

年度指定文化財保存管理事業について、指定文化財保存管理交付金を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 事業計画書 別紙

別 紙

## 事業計画書

1 事業の目的

2 事業の施行日時

3 場 所

4 略 図

5 内 容

内 容	経 費

第 年 月 日  
号

様

桶 川 市 長

**指定文化財保存管理交付金交付決定通知書**

年度指定文化財保存管理交付金について、以下のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 交付額
- 2 内 容

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

桶川市長

所有者・管理者住所 \_\_\_\_\_

所有者・管理者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

## 指 定 文 化 財 保 存 管 理 事 業 実 績 報 告 書

年度指定文化財保存管理事業について、下記のとおり事業実績を報告します。

記

1 事業成績書 別紙

別 紙

## 事業成績書

1 事業の目的

2 事業の施行日時

3 場 所

4 略 図

5 内 容

内 容	経 費